

13
H30.9製

定 款

認定特定非営利活動法人
青少年の自立を支える会シオン

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、認定特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会シオンという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県稲敷郡阿見町うずら野一丁目5番地12に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、成育歴や知的、発達的に、境界にある者や、学歴などで不利益を被っている者に対し支援を行う。また、親等に対し子育てに関する支援を行う。以て、誰もが再出発でき、心豊かに暮らすことができる、明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

2 以上の活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子どもを対象とした支援
- (2) 親等を対象とした支援
- (3) 低学歴及び低収入の者に対する支援
- (4) 社会参加及び自立促進を目的とした支援
- (5) 障がい児及び障がい者を対象とした支援

2 前項に掲げるもののほか、収益事業として次の事業を行う。

- (1) 前項に掲げる事業に関連する物品の斡旋及び販売
- (2) 前項に掲げる事業に関する役務の提供

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動に参画できる個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し資金援助をする個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡したとき。
- (3)会員である団体が消滅したとき。
- (4)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (5)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款等に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により除名しようとする会員に対し、その除名の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 脱会し、又は除名された会員が既に納入した会費は返還しない。

第3章 役員及び事務局

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 3人以上10人以内
 - (2)監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、若干名を副理事長、若干名を常務理事とする。
- 3 役員は、総会において選任する。
- 4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、会務を総括する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。理事長個人とこの法人との利益が相反する事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代行する。
 - 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐してこの法人の常務を処理し、理事長及び副理事長に事故あるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
- (1)心身の故障により、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
- 2 第11条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第11条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるときは「解任」と読み替えるものとする。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長がこれを任免する。

第4 章 会 議

(種類)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算の承認

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第39条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他この法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年5月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1)理事長が必要と認めたとき。
 - (2)理事総数の3分の2以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集 の請求
があつたとき。
 - (3)第14条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招 集)

- 第24条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日
以内に臨時総会を、同条第3項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日か
ら15日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び
場所を示して、会議の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び
場所を示して、会議の日の7日前までに書面をもって通知しなければならない。

(議 長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選出する。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第26条 会議は、その会議を構成する正会員総数又は理事総数の2分の1以上の出席がなけ
れば開会することができない。

(議 決)

- 第27条 総会における決議事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とし、
理事会における議決事項は、同条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるものほか、出席した正会員の過半数の同意をもって
決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は正会員として
議決に加わる権利を有しない。
 - 3 理事会の議事は、理事総数の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決す
るところによる。
 - 4 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書
面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたも
のとみなす。

(表決権等)

- 第28条 各正会員及び理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 正会員は、やむを得ない理由のため総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項
について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
この場合において、書面表決者又は表決委任者は、その総会に出席したものとみなす。
 - 3 理事は、やむを得ない理由のため理事会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項
について書面をもって表決することができる。この場合において、書面表決者は、その理事会
に出席したものとみなす。
 - 4 総会又は理事会の議決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事
の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 総会においては、正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)、理事会においては、理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 第27条第4項の規定により、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第33条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第34条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第35条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第36条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後2ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1)目的

(2)名称

(3)その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4)主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)

(5)社員の得喪に関する事項

(6)役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7)会議に関する事項

(8)その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9)解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10)定款の変更に関する事項

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産手続き開始の決定
 - (6)所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、類似の目的を持つ他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第43条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、HPにて掲載する。

第8章 雜則

(委任)

第45条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第13条第3項及び第4項の規定にかかわらず、次の者とし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年 5月31日までとする。

理 事 長	水野 洋
副理事長	三浦 龍太郎
常務理事	水野 君子
理 事	石井 規之
監 事	赤沼 克明
監 事	谷口 正臣
- 3 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第22条第1項第4号及び33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人 年額	3,000 円
	団体 年額	10,000 円
賛助会員	個人 年額	1口 5,000 円(1口以上)
	団体 年額	1口 10,000 円(1口以上)

上記は、認定特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会シオン定款の謄本であることを証明します。

茨城県稲敷郡阿見町うずら野一丁目 5 番地 12
認定特定非営利活動法人

青少年の自立を支える会シオン

理事長

水野 洋